

戻ってくる税金は「所得税」と「住民税」

医療費控除の計算方法

医療費控除を行うと所得税と住民税にて還付があります。
医療費控除で戻ってくる金額の計算式は以下となります。

$$\left(\text{支払った医療費} - \text{保険金等の補填} - 10\text{万円} \right) \times \begin{matrix} \text{税率} \\ \text{所得税の場合} \\ \text{下記表参照} \\ \text{住民税の場合} \\ 10\% (\text{固定}) \end{matrix} = \begin{matrix} \text{還付金} \\ \text{※それぞれ} \\ \text{還付されます} \end{matrix}$$

【所得税率（平成29年現在）・・・総所得金額に対する税率】

課税される所得金額*1	所得税率
195万円以下	5%
195万円を超え～330万円以下	10%
330万円を超え～695万円以下	20%
695万円を超え～900万円以下	23%
900万円を超え～1,800万円以下	33%
1,800万円を超え4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

※出典:国税庁ホームページより

*1 総所得ではなく、家族の内一人の所得が対象となります。

所得税、住民税はどのくらい戻ってくるのでしょうか？
下記の式に金額を当てはめて考えてみましょう。

医療費35万円・保険金等の補填なし
1年の所得が400万円（所得税率20%）の場合

| 所得税は・・・ |

$$\left(35\text{万円} - 0\text{円} - 10\text{万円} \right) \times 20\% = 5\text{万円}$$

| 住民税は・・・ |

$$\left(35\text{万円} - 0\text{円} - 10\text{万円} \right) \times 10\% = 2.5\text{万円}$$

所得税は医療費控除を申告してから数ヶ月後に口座に還付金が振り込まれます。
住民税は確定申告した後その年の月から住民税の金額で調整がされます。
その年の6月から12ヶ月間かけて、住民税の天引きの金額を調整します。

医療費控除申請のために

医療費控除を申請するためには「**医療費控除の明細書（集計表）***」の提出が必要です。

*明細書は、税務署より取り寄せたり、国税庁のウェブサイトからダウンロード可能です。

医療費控除申請の際「領収書」や「レシート」の提出は不要ですが、**自宅で5年間保存が必要**です。明細書記入時に使用したり、税務署から提示又は提出を求められる場合があります。大切に保管しておきましょう。

医療法人社団 吉田歯科口腔外科

〒042-0932 函館市湯川町1丁目30-8 TEL 0138-59-3918
受付時間 9:00～12:00 / 14:30～18:00 休診日 年中無休（年末年始は除く）
※受付 土曜・日曜・祝日は16:30まで

<https://www.ydos.com/>